

Team WISH ソーシャルメディア運用業務仕様書

1 業務名

Team WISH ソーシャルメディア運用業務（以下「本業務」という。）

2 目的

スポーツアクティベーションひろしま（以下「SAH」という。）が実施している広島横断型スポーツ応援プロジェクト「Team WISH」（以下「Team WISH」という。）は、トップスポーツチームが多い広島県の強みを生かし、県民の応援環境をさらに充実させることにより、チームを応援し、日々の共通の話題につなげ、チームにとっても県民からの応援を受け、さらなる活躍につながり、そしてスポーツを「する、みる、ささえる」の拡大につながるという好循環を生み出すことを目的に取り組んでいる。

そのため、県内 25 団体のトップスポーツチームと連携し、県民が楽しみながら県内のスポーツチームを知り、興味を持ち、応援につながる環境を整備し、チームの認知獲得のため、ソーシャルメディア（TikTok）を活用し、チーム・選手の練習や身体能力など、普段見られないアスリートの魅力を配信することで、コア層である若年層への参画するチームの認知向上を目指す。

本業務では、この「TikTok」の運用について、専門的な知識や豊富な実績を有する民間事業者に委託して実施する。

3 活動指標 **受託者提案**

・「TikTok」による Team WISH の配信 年●回以上配信

4 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

アカウントは次のとおり

媒体	TikTok
名称	WISH Match
アカウント	@sah_wishmatch
開設時期	令和5年4月1日
フォロワー	1,784(令和6年2月6日時点)
エンゲージメント	5.3万いいね(令和6年2月6日時点)
投稿内容	Team WISHに参画する広島のトップスポーツチームの認知を獲得するため、アスリートの魅力を配信する。
ターゲット	広島県民と関係人口の10~20代

5 業務委託内容

(1) 「TikTok」の運用

ア 年間計画を作成し、その進捗を管理すること。

イ 上記の TikTok を活用し、Team WISH に参画するチーム、選手の認知度を向上させるため、再生回数をより上げるための様々な企画・立案を行うこと。

ウ TikTok に出演依頼するチームへの企画説明及び取材交渉、動画内容の確認・調整等をおこなうこと。

エ WISH Match 公式 TikTok を運用し、原則、週に 1 動画以上を配信すること。

(2) 運用状況の報告

毎月の運用状況（視聴数、エンゲージメント数、ユニークユーザー数、フォロワー、ユーザー構成等）を分析し、分析結果より考察した課題と改善提案、具体的なアクションを 4 カ月ごとにレポートとして提出すること。

6 打合せ等

(1) 打合せ

受託者は、5(2)による運用状況の報告や業務の遂行に当たって打合せをする必要が生じた場合は、TeamWISH(仮称)プロジェクト準備委員会（以下「委員会」という。）の求めに速やかに対応するものとする。

なお、協議・打ち合わせについては、事前に受託者から打ち合わせ資料を提供し、最小限の会議に努めること。

(2) 報告

受託者は、必要に応じて関係者等との打合せ結果への対応等を記録にまとめ、速やかに委員会に提出するものとする。

7 監理体制

本業務を履行するに当たっては、本業務を確実に実施・履行する組織体制（体系図、責任者、役割分担等）及び責任者、連絡体制を示すこと。

また、業務の繁閑に応じて、業務遂行に必要なリソースを適正かつ柔軟に配置し、業務を効率的かつ確実に履行できる体制を設けること。実施に当たっては、受託者側で責任者を設置し、進行管理を行うこと。

さらに、発注者との窓口を明記すること。

8 実績報告

受託者は、報告書を業務完了日から 15 日以内に提出すること。

9 成果の帰属

ア 本業務により得られた成果は、原則として委員会に帰属する。

ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

イ 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

10 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の監理業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。また、受託者は、業務の一部（管理業務を除く。）を再委託することができるが、その場合、再委託先ごとの業務の内容、制作の体系図及び工程表、再委託先の会社概要及びその執行体制と責任者を明記したものを事前に書面にて報告し、委員会の了解を得なければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

委員会は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項への対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に委員会に書面で通知しなければならない。

(3) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は委員会に帰属するものとし、委員会は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、媒体間の連携を推進するため、ホームページ配信など、二次的な利用も可能となるように対応すること。

ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及びき損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合に、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

(6) その他

業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、委員会と受託者が協議して定めるものとし、この協議が整わないときは、委員会の決定するところによるものとする。